

旭川市報道依頼

各報道機関 様

KJ00192659

2023年12月11日

発信課	福祉保険部障害福祉課障害事業係/子育て支援部子育て助成課
担当者	障害福祉課障害事業係：遠藤/子育て助成課：田中
連絡先	電 話 備考欄参照
	F A X
	E-mail 備考欄参照

分 類	イベント・行事 [] 募集 [] 契約・入札 [] 会議・説明会 [] その他 [○]
日 程	
発表項目 (行事名)	障害者相談支援事業等における消費税の取扱いについて
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	添付ファイルのとおり
添付資料	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
報道（取材）に当 たってのお願い	
備 考	個別事業に関する内容については所管する担当課にお問い合わせをお願いします。 電話(代表26-1111)・障害福祉課障害事業係：内線5266 /子育て助成課：内線5321 メール・障害福祉課障害事業係：syougai Fukusi@city.asahikawa.lg.jp 子育て助成課：kosodate Josei@city.asahikawa.lg.jp

障害者相談支援事業等における消費税の取扱いについて

1 概要

国において、障害者総合支援法に基づく障害者相談支援事業等における消費税の取扱いについて、課税扱いとすべき事業を非課税としている自治体が全国的に存在することが認識されました。

このため、令和5年10月4日付けで子ども家庭庁等から各自治体に対して、消費税の課税・非課税の取扱いを示した事務連絡である「障害者相談支援事業に係る社会福祉法上の取扱い等について」が発出されました。当該事務連絡では、障害者相談支援事業等について消費税の課税対象となる事業が具体的に示されたほか、自治体が当該事業を民間事業者へ委託する場合は、委託料に消費税等を加えた金額を受託者に支払う必要があることが明示されました。

これを受け事実確認を行ったところ、本市においても委託事業の一部について取扱いを誤認している事案があることが判明しました。

2 誤認の理由

国の事務連絡で示されているとおり、「障害者相談支援事業の社会福祉法上の取扱いがこれまで明確に周知されていなかった」ため、社会福祉法に基づく社会福祉事業は消費税が非課税とされている中で、同事業と同様の性格の事業である障害者相談支援事業等は社会福祉事業に該当すると解釈してきましたが、今般その解釈が誤り（課税）であると国が判断したためです。

3 今後の対応

今回の事務連絡を受け該当事業を課税対象として取扱うこととし、過年度分の契約については、委託先の事業者と連携しながら、税務署への修正申告・追納等の対応を進め、申告に伴い発生する費用（消費税、延滞税、加算税）について本市が負担する方向で調整しております。また、令和5年度分の委託費については、本来支払うべき消費税相当額を補正予算として令和6年第1回定例会に上程します。

4 対象事業

- ・旭川市障害者総合相談支援センター運営業務
 - ・障害者相談支援業務
 - ・障害児相談支援業務
 - ・旭川市小児慢性特定疾病相談室運営業務
- 【受託事業者】 7法人（障害福祉課6法人，子育て助成課1法人）
【消費税額（概算）】 40,636,580円（H30～R5）

※ 追加納付が必要な消費税額に関しては、委託先の事業者が税務署に修正申告をした後に決定することから、現時点では納付すべき消費税額については確定しておりません。また、今回公表している事業以外に課税非課税の取扱いについて国へ確認中の事業があります。

5 参考

- 子ども家庭庁等事務連絡
障害者相談支援事業に係る社会福祉法上の取扱い等について

事務連絡
令和5年10月4日

各 { 都道府県
市町村 } 障害保健福祉・児童福祉主管部（局） 御中

こども家庭庁支援局障害児支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課

障害者相談支援事業等に係る社会福祉法上の取扱い等について

日頃より厚生労働行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第77条第1項第3号を根拠として、市町村は地域生活支援事業である障害者相談支援事業を行うこととされていますが、当該事業における税務上の取扱いについて誤認している市町村がある旨の報道があったところです。

これは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づく社会福祉事業は消費税が非課税とされており、一部の市町村において、障害者相談支援事業の社会福祉法上の取扱いが明確に周知されていなかったことから、当該事業が社会福祉事業に該当するものと誤認し、誤って非課税扱いとして取り扱っていたことによるものと考えられます。

上記を踏まえ、障害者相談支援事業その他の事業における社会福祉法上の取扱いについて、下記のとおりお示いたしますので、各都道府県・市町村におかれては御了知の上、委託先の事業者に対する周知徹底をお願いします。

なお、本内容については国税庁課税部消費税室とも協議済みですので申し添えます。

記

1 障害者相談支援事業等に係る社会福祉法上の取扱いについて

障害者総合支援法第77条第1項第3号を根拠として市町村が行う障害者相談支援事業については、社会福祉法第2条第2項及び第3項の各号いずれにも該当せず、社会福祉事業には該当しないこと。

また、障害児・者の相談支援に関する事業である以下の事業についても同様に社会福祉事業には該当しないこと。

(障害者総合支援法第 77 条第 1 項第 3 号関係)

- ・ 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

(障害者総合支援法第 77 条の 2 関係)

- ・ 基幹相談支援センターを運営する事業（基幹相談支援センター等機能強化事業を含む。）

(障害者総合支援法第 78 条第 1 項関係)

- ・ 障害児等療育支援事業
- ・ 発達障害者支援センターを運営する事業
- ・ 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業

(その他)

- ・ 医療的ケア児支援センターを運営する事業

2 障害者相談支援事業等に係る税務上の取扱い及び委託料の算定について

消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 6 条及び同法別表第一第 7 号口に基づき、社会福祉法上の社会福祉事業については消費税が非課税とされているが、障害者相談支援事業等については、上記 1 のとおり社会福祉事業には該当せず、かつ、消費税関係法令上、他に非課税とする旨の規定もないことから、消費税の課税対象であること。

また、自治体が当該事業を民間事業者へ委託する場合の委託料については、委託料に消費税相当額を加えた金額を受託者に支払う必要があること。

なお、税務上の取扱いの詳細については、所轄の税務署に照会いただくようお願いする。

【担 当】

○厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室

電 話:03-5253-1111

相談支援係(内線)3040 mail: soudan-shien@mhlw.go.jp

発達障害者支援係(内線)3038 mail: hattatsu@mhlw.go.jp

○厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課心の健康支援室

電 話:03-5253-1111

障害保健係(内線)3064 mail: shougai-hoken@mhlw.go.jp

○こども家庭庁支援局障害児支援課

電 話:03-6861-0068(直通)

基準・指導係 mail: shougaisien.kijunshidou@cfa.go.jp